

社会・援護局とベトナム海外労働管理局と間の介護職種の技能実習の実施に関する協力覚書

(仮訳)

日本国厚生労働省社会・援護局とベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局（以下「DOLAB」という。）は、介護職種の技能実習の実施に関する協力覚書（以下「覚書」という。）を次のとおり締結することに合意した。

1. 目的

この覚書は、両国の法令及び技能実習制度に沿って、介護職種の技能実習生の送出し及び受入れを行い、日本において技能実習を実施することを目的とする。

2. 介護職種における送出国機関

a) ベトナムの送出国機関に関して詳細な規制を定める権限はベトナム側が有する。介護職種の特性及び介護職の業務に求められる固有の要件を考慮し、DOLABと社会・援護局は、介護職種の送出国機関について、2017年6月6日に署名された技能実習制度に関する協力覚書に記載された条件に加え、次の基本的な条件を満たさなければならないことを確認する。

(1) 日本語及び介護の専門知識についての入国前講習を行うための施設を確保するとともに、日本の法令に従って介護職種の技能実習に固有の要件を満たす講師を確保していること。

(2) 介護職種の技能実習生の受入れの許可を受けた監理団体と契約を締結していること。契約には以下の内容を盛り込むこと。

i) 日本の監理団体又は実習実施者は、ベトナムの技能実習生が日本に入国するための要件を満たせるよう、入国前の日本語教育費用について適切な額を支払うこと。支払う額については、送出国機関と監理団体との間の交渉によって決められるが、技能実習生候補者から徴収してはならないこと。

ii) 日本の監理団体と実習実施者は、ベトナムの技能実習生が技能実習制度の法令に従って技能実習の段階を移行するための要件を満たせるよう、日本語と介護の技能を教育する責務を有すること。

iii) 監理団体は、技能実習制度において監理団体から送出機関に対して現行上支払われている管理費について、他職種と同様に、日本での技能実習の期間を通じて、送出機関に対して支払う責務を有すること。管理費の額については、実情に応じて、DOLABが適切に設定するものであること。

b) DOLABは、(a)で記載した内容に従って、ベトナムの送出機関を認定するための詳細な条件を設定する。

c) ベトナム側は、介護職種の技能実習生の送出しを行う認定送出機関を選定し、日本側に通知する。

3. 介護職種に関する情報共有

日本側は、多くの問題が発生した送出機関と監理団体、入国後1年以内に帰国した技能実習生や雇用契約に違反した技能実習生の割合が高い送出機関と監理団体のリストについて、定期的にDOLABに情報提供を行う。両国は、協力して適切な措置を講じることとする。その間にも、ベトナム側は、入国後1年以内に帰国した技能実習生の割合が25%以上又は雇用契約に違反した技能実習生の割合が5%以上の場合について、介護職種の送出しのための申請書類を受理しないことを検討する場合がある。(統計については、日本に送り出された技能実習生の全体の数をもとに毎年算出され、日本から提供される。)

4. 開始、終了及び言語

覚書は、署名の日から効力を有し、実施される。

覚書の内容は、双方の書面による同意により、必要に応じて修正又は補足される。

覚書は、英語により2通作成され、2018年7月27日に署名された。

社会・援護局のために

海外労働管理局のために

定塚由美子
社会・援護局長

Doan Mau Diep
海外労働管理局局長